4　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するアゼルバイジャン共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

5　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにアゼルバイジャン共和国政府に通告される。

6　日本国政府は、好ましくないと認めるアゼルバイジャン共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

7　日本国政府は、アゼルバイジャン共和国政府に対し三十日前に外交上の経路を通じて文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

8　前記の諸措置の実施は、在アゼルバイジャン共和国日本国大使館がアゼルバイジャン側の国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後三十日目の日に開始される。

在アゼルバイジャン共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてアゼルバイジャン共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十七年九月十四日にバクーで

（アゼルバイジャン共和国外務省から在アゼルバイジャン共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.5／11－2145／02／17

口上書

アゼルバイジャン共和国外務省は、在アゼルバイジャン共和国日本国大使館に敬意を表するとともに、アゼルバイジャン共和国政府が、査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持し日本国政府の外交又は領事の任務の目的でアゼルバイジャン共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属する日本国の国民は、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなくアゼルバイジャン共和国に入国することができる。

2　日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってアゼルバイジャン共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくアゼルバイジャン共和国に入国することができる。

3　2の査証の要件の免除は、就職し、永住し、又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってアゼルバイジャン共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

4　1及び2の査証の要件の免除は、アゼルバイジャン共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するアゼルバイジャン共和国の法令に服することを免除するものではない。

5　アゼルバイジャン共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

6　アゼルバイジャン共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくアゼルバイジャン共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

7　アゼルバイジャン共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に外交上の経路を通じて文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

8　前記の諸措置の実施は、在アゼルバイジャン共和国日本国大使館がアゼルバイジャン共和国外務省からアゼルバイジャン側の国内手続が完了したことを確認する口上書を受領した日の後三十日目の日に開始される。

アゼルバイジャン共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在アゼルバイジャン共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十七年九月十四日にバクーで

○農林水産省告示第二百十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十九年六月六日に消滅したものとみなされる。

平成三十年一月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号　第12085号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　キリマンジダブルピンクベイン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第12086号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　キリマンジダブルローズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第12087号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　キリマンジダブルカプリシャス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第12127号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　プレデイン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
プレゴ　ロイヤルティー社
オランダ王国　2671ＬＫ　ナールドワイク
ホゲ　ゲースト　43

1　登録番号　第12128号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　プレビアンキャンディ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
プレゴ　ロイヤルティー社
オランダ王国　2671ＬＫ　ナールドワイク
ホゲ　ゲースト　43

1　登録番号　第12138号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　スコソーン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ピート　スクルールス　ホールディング社
オランダ王国　1424ＰＤ　デ　クワケル
ホーフトウェッヒ　81

1　登録番号　第12159号
2　登録年月日　平成16年6月4日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　オスクエスト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
デビッド　オースチン　ロージズ　リミテッド
連合王国　ウェスト　ミッドランズ　ＷＶ７３ＨＢ　ウォルバーハンプトン　アルブライトン　ボーリング　グリーン　レーヌ

1　登録番号　第16970号
2　登録年月日　平成20年6月3日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　じんば青
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社小町園
長野県上伊那郡中川村片桐6626番地2

1　登録番号　第16971号
2　登録年月日　平成20年6月3日
3　農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　うつぎ青
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社小町園
長野県上伊那郡中川村片桐6626番地2